

# 生活福祉資金(コロナ特例貸付) 緊急小口資金・総合支援資金の償還免除について

※日本語を母語としない方もお読みになるため、一部平易な表現を使っています。

あなたが借りたコロナ特例貸付は、国の決めた要件にあてはまる場合、必要な書類を提出し、社会福祉協議会から免除決定が通知されることで、貸付金の償還(借りているお金を返すこと)が免除となります。

あなたが「償還免除」になるかどうか、「償還免除」になるためにはどうしたらよいか、説明しますので、よく読んでください。

※手続きを行わない場合は償還が開始されます。

## 1 償還免除になる条件

令和5年度に、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」であると、償還免除になります。



## 2 償還免除の申請方法

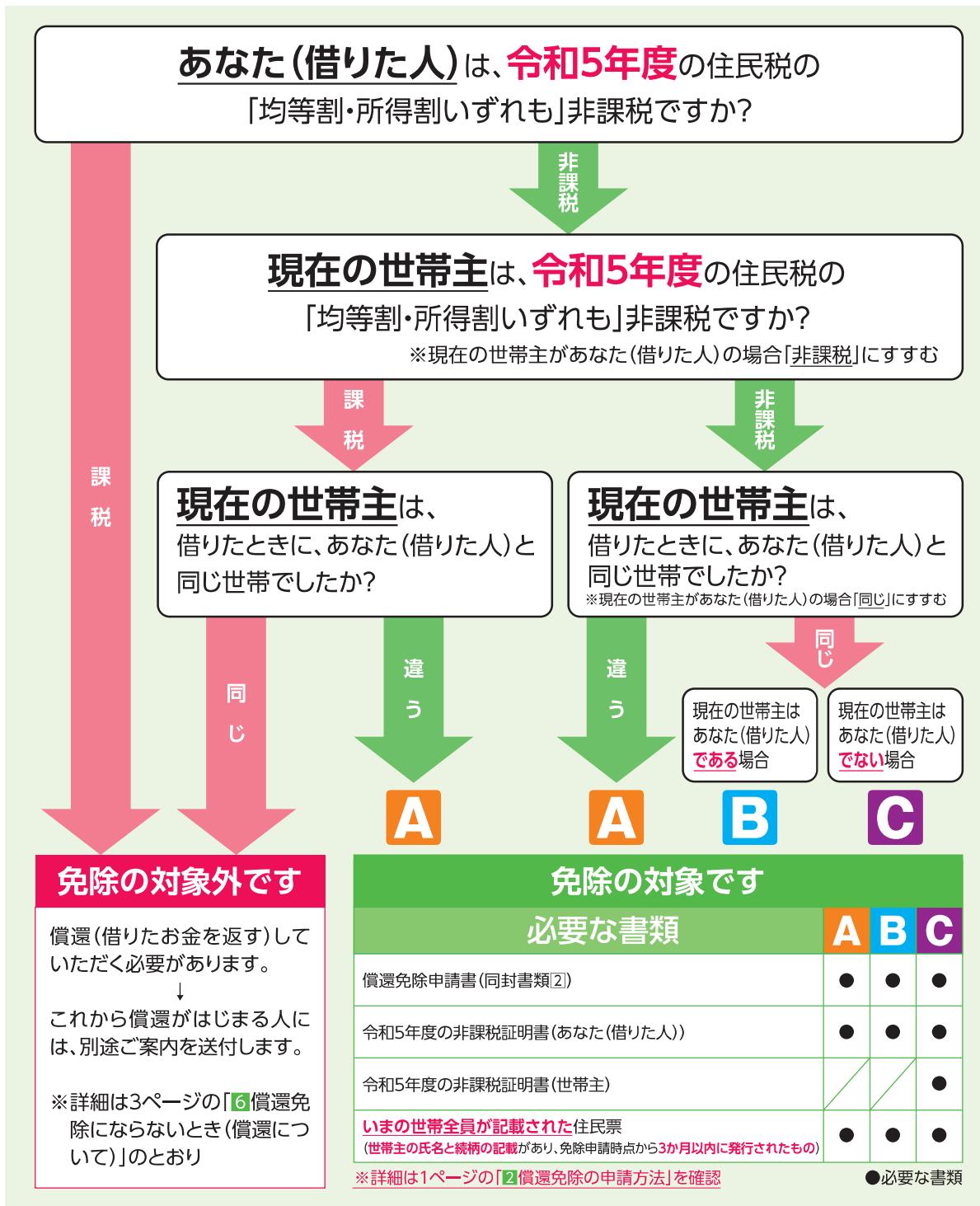
- 申請期限 令和5年 **8月31日(木)** ※当日消印有効
- 申請先 借入申込をされた市町村社会福祉協議会  
→ 返信用封筒に切手を貼って、郵送してください。
- 必要書類 ①償還免除申請書(同封している書類②)  
②令和5年度の非課税証明書 → 【あなた(借りた人)と世帯主の分】  
③いまの世帯全員が記載された住民票  
→ 世帯主の氏名と続柄の記載があり、免除申請時点から3か月以内に発行されたもの

①が2枚ある人は、②と③も2枚必要です(申請書と同じ数が必要)。  
ただし、②と③が2枚必要な場合、片方はコピーでも構いません  
(1枚は必ず原本が必要です)。

あなたが償還免除になるかどうかなどを調べるために、次のページをご覧ください

### 3 償還免除になるかどうかの確認

償還免除の要件にあてはまるかどうかなど、次のフローチャート(やじるし)で確認してください。



#### ●償還免除申請書「(同封書類②)世帯の状況」の□のつけかた

- フローチャート(やじるし)で確認したABCにあてはまる□のひとつに☑をつけてください。
- 実際の申請書にABCの記載はありません。

世帯の状況 ※いずれかひとつに ☑をつける	B	<input checked="" type="checkbox"/> 現在、私(借受人)が世帯主である
	A	<input checked="" type="checkbox"/> 現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯
	C	<input checked="" type="checkbox"/> 左記のいずれにも当てはまらない場合

## 4 住民税について確認する方法

**社会福祉協議会では「非課税」「課税」の確認はできません。**

〈住民税の確認方法例〉

- ・住民税が課税されている方 → 毎年6月に市町村から送られる「納税通知書」で確認
- ・給与所得がある方 → 每年5月頃にお勤め先を通じて送られる「税額通知書」で確認
- ・年金を受給されている方 → 「年金振込通知書」等で住民税が天引きされていないか確認

●働いている会社やお店が、市町村に給与の報告をしていない場合、自分で確定申告または住民税の申告をしないと、「非課税」「課税」の確認はできません。

●令和5年度住民税の非課税証明書の発行は、令和5年6月1日以降となっています。

## 5 償還免除申請の結果

令和5年9月以降に、償還免除になったかどうか、手紙でお知らせします。

償還免除の審査状況などについては、一切お答えできませんので、**お問合せはお控えください。**

## 6 償還免除にならないとき(償還について)

償還免除にならなかった人は、**償還がはじまる約2か月前にご案内を送ります。**

借入申込時にお届けいただいた銀行口座から、償還金を毎月20日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に引き落とします。

償還金額は、借入申込時にご指定いただいたとおりです。



## 7 お問合せ先

### 償還免除の要件など、全般的なお問合せ先

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

**Tel : 0120-46-1999** 受付時間：9時～17時(平日)

### 申請手続きに関するお問合せ先

借入申込をされた市町村社会福祉協議会

※連絡先は【同封のご案内用紙(あなたのあて名が書かれているA4用紙)の「③お問合せ先

○申請手続きに関するお問合せ先】に記載しています。

## ご注意ください

- 償還免除対象であっても、申請をしないと免除にはなりません。
- 償還免除申請の申請期限は令和5年(2023年)8月31日(木) (当日消印有効)です。
- 申請期限を過ぎた場合は、償還免除の手続きが遅れ、一部、償還(借りているお金を返すこと)がはじまってしまいます。
- 償還された金額は、償還免除の対象となりませんので、ご注意ください。